

災害時の安否不明者・行方不明者・死者の氏名等公表の考え方について

No.	都道府県	氏名等公表の考え方	国に求めるべき事項
1	北海道	道では、地域防災計画において、氏名、住所等を明らかにして照会のあった被災者について、被災者の同意があるときなど一定の場合には、死亡・負傷等の状況などを提供することができることとしているが、氏名等公表に係る具体的な基準はない。 平成30年胆振東部地震の際には、市町村において家族への意向確認を経て公表した死者に係るものを、道としても公表した。	市町村域や都道府県域を超えた大規模な災害も発生しており、広域的な対応が行われるなか都道府県ごとに対応がばらつけば混乱が生じるおそれがあることから、円滑な救出・救助活動の実施や被災者のプライバシーの保護の観点も勘案し、国において、法令等によりその根拠を明確にした上で、全国統一的な基準が定められるべきと考えている。
2	青森県	氏名等公表についてルールを定め、災害の取りまとめを行っている自治体等が実施するのが適当であると考えているが、各自治体に公表の判断をゆだねるのではなく、国として統一的な運用方法(ガイドライン)を先に示すべきと考える。	災害対策基本法第86条の15においては、裁量が知事又は市町村長に委ねられているが、その判断基準があいまいであることから情報提供の可否の判断が難しい。(本人や第三者の権利利益を侵害しないとの判断が非常に難しいのでは) 国の責任において、こういうケースは公表することがあると例示し、国民の理解をあらかじめ得ることを検討すべき。
3	秋田県	【行方不明者の場合】 ○ 公表の実施主体は、県警察や被災市町村と考えている。なお、大規模災害時などに、迅速で効率的な人命救助のために必要な場合は、県が公表主体となる場合もあると考える。 ○ 公表の要件は、家族の同意、住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと、救出救助活動の円滑化に資するもの、プライバシーの保護、情報の確実性を考えている。 【死者の場合】 ○ 公表の実施主体は、県警察や被災市町村と考えている。 ○ 行方不明者と異なり、人命救助などの緊急性が高くないことから、県は公表の主体と考えていない。	○ 個人情報保護法との整合を図りつつ、災害対策基本法又は同施行規則に公表の要件等を明記していただきたい。 ○ 国が公表基準を作成する場合、①氏名等を公表する意義、②公表する主体、③公表すべき状況、④公表する情報の範囲、⑤親族の同意等の要件、⑥公表の手続き、などを明確にいただきたい。
4	岩手県	(1) 安否不明者(消防庁通知で定義された行方不明者も含む)の氏名公表 御家族の意向を確認し、了解を得た方の氏名を公表している。 【理由】 ① 個人情報をできるだけ保護する必要があること ② 安否不明者の氏名を公表することは、迅速な安否確認や効率的な捜索につながる場合もあることから、災害の態様に応じ、本人や御家族にとって何が一番のメリットになるのかを判断する必要があること (2) 死者の氏名公表 原則、御家族の意向を確認し公表しているが、多くの方が亡くなられた災害については、身元が判明した方の氏名を公表している。 【理由】 ・ 被災者の安否情報は、御家族等にとっては発災時に極めて関心の高い情報であること。	(1) 国は、死者や安否不明者の氏名公表に関して基準やガイドラインを示すべきと考えるが、当事者及び御家族等の権利が侵害されることのないよう、基準やガイドラインを策定する場合は、全国の事例を検証した上で、十分な精査を行う必要があると考える。 (2) また、基準やガイドライン等の運用に当たっては、画一的に氏名公表を行うことを避け、当事者及び御家族等の利益が最大限保障されるよう、災害の態様に応じ、また迅速な安否確認の必要性も考慮して、各自治体が判断できることが望ましいと考える。
5	山形県	○ 本県では、原則として、個人を特定し得る情報は公表しないこととし、要件を満たした場合のみ公表する。 ○ 災害発生時における死亡者、負傷者、行方不明者等の情報は、被災日、市町村名、性別、年齢、区分、原因等の個人が特定されない情報を公表する。	○ 災害時に氏名を公表して対応するのはどのような場合かといった公益性の判断基準や公表する際の留意点を示してほしい。 ○ 個人情報保護法との整合性がはかられる必要がある。
6	宮城県	○ 災害時の安否不明者・行方不明者・死者の氏名等公表については、早期の安否確認につながるなど、公益性が高いと判断した場合は氏名等を公表することになるが、その際、住民基本台帳の閲覧制限がないことや、家族の同意等については考慮すべきと考える。	○ 災害時における死者等の氏名等の公表については、地域によってその運用が異なることは望ましくないことから、国において法令等に基づく統一的な公表基準や、都道府県が具体的な公表方法等を策定する場合の参考になるガイドラインを示すべきと考える。

No.	都道府県	氏名等公表の考え方	国に求めるべき事項
7	福島県	<p>○ 行方不明者(安否不明者)については、消防や警察による人命救助活動の効率化に資する場合には、福島県個人情報保護条例の規定や住民基本台帳の閲覧制限が無いことを確認し、氏名等の公表を判断する。</p> <p>○ 死者については、犠牲者やその家族のプライバシーを尊重し、これまで個人を特定する氏名等を公表した実績はない。</p>	<p>○ 国は、災害時に死者・行方不明者の氏名の公表を行う都道府県の責務と権限を災害対策基本法や防災基本計画等に明記し、法的根拠を整備するとともに、氏名等公表の判断に係る全国統一的な基準(公表の可否に係る条件、市町村や警察の役割等)を示すべきである。</p>
8	新潟県	<p>○ 本県は氏名公表の基準を定めておらず、従前の対応としては、氏名は個人情報保護の観点から非公表とし、性別、年代、住所(市町村名)、行方不明又は死亡した原因のみ公表している。</p> <p>○ 現在、円滑な救助・救急医療活動と被災者のプライバシー保護の両面を考慮しながら、県警察本部等と、氏名公表の在り方や運用等について整理を進めているところ。</p>	<p>○ 行方不明者等・死者の氏名公表が自治体間において異なる解釈で行われていることは適当ではないことから、国において全国統一的な公表基準を作成することを引き続き求めていくべきと考える。</p>
9	東京都	<p>○ 災害発生時における人的被害については、区市町村から報告を受けた人数を公表</p> <p>○ 氏名等の公表については、災害対策基本法及び個人情報保護条例等踏まえつつ、個々に判断</p>	<p>○ 被災者等のプライバシー保護の観点も踏まえた統一的な公表基準の策定をお願いしたい。</p>
10	群馬県	<p>○ 本県では、昨年11月に「自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン」を作成した。本ガイドラインに従い、県が災害対策本部を設置する自然災害発生時に死者及び行方・安否不明者が発生した場合は、市町村や県警察等から氏名等の情報を入手次第、家族等の同意及び住基の閲覧制限の確認を行い、公表の可否を決定することとしている。</p> <p>公表・非公表とするケースやその考え方等については、ガイドラインに記載のとおり。</p> <p>○ ガイドライン作成後、現在まで適用事例はない。</p>	<p>○ 災害時に死者・行方不明者等の氏名の公表を行う目的及び都道府県の責務と権限を、災害対策基本法に明記すべきである。</p> <p>○ 国は、公表基準を示すべきである。死者、行方不明者等毎に、公表主体、公表すべき状況、公表の範囲、親族等の同意、情報の入手方法などを明確にすべきである。特に死者の氏名を公表する公益性を明確にする必要があると考える。</p>
11	栃木県	<p>○ 本県では、令和2年3月に「災害時における氏名等の公表方針」を策定した。</p> <p>○ 公表方針では、行方不明者・安否不明者については、人の生命、身体又は財産を保護するため、住基台帳の閲覧制限がなく、家族等の同意がある場合には公表することとしている。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときには、同意を確認せずに公表する。</p> <p>○ 死者については、本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがないと判断された場合(住基台帳の閲覧制限がなく、家族等の同意がある場合)に氏名等を公表することとしている。</p>	<p>○ 多くの県において、災害時の氏名公表についてのガイドライン、方針等を作成しているが、各都道府県により対応が分かれており、国が氏名公表に関する全国統一の考え方を示す必要があると考える。</p>
12	茨城県	<p>○ 大規模災害が発生した際に迅速な人命救助ができるよう、災害時における人的被害情報の公表方針を令和元年9月に策定した。</p> <p>【公表方針の概要】</p> <p>(1) 行方不明者又は安否不明者 次の全ての要件に該当する場合、報道機関等に対し、氏名及び市町村名を提供。 ア 行方不明者又は安否不明者の生命を保護するため、緊急かつやむを得ないとき。 イ 救出・救助活動を行うため、所在情報を入手する必要があるとき。</p> <p>(2) 死者 ○ 死者の氏名等の公表については、遺族の意向を尊重して実施。</p>	<p>○ 本県では、上記1のとおり独自の公表基準を定め、今後もこの方針により対応したいと考えている。</p> <p>○ このため、国に対し、法令への権限の位置づけやガイドライン作成を要望する場合は、全国一律の基準とせず、地域の実情を踏まえた知事の権限を尊重するものとしていただきたい。</p>
13	埼玉県	<p>○ 埼玉県個人情報保護条例により、死者や行方不明者も氏名は慎重に取り扱わなければならないため、災害時でも氏名を公表しないことが基本と考える。</p> <p>○ しかし、多数の不明者がいる場合、公表することで本人が名乗り出て早期発見につながる例もあり、公益性があると判断して例外的に公表する可能性はある。</p> <p>○ ただし、その場合も同条例では公表にあたって家族も含めた第三者の権利を不当に侵害するおそれがないことと規定されていることから、公表する場合は家族等の同意が必要だと考える。</p>	<p>○ 自治体によって公表の取り扱いが異なることは問題であると考える。</p> <p>○ このことから、死者・行方不明者の氏名公表の取り扱いについては、円滑な救助・救急活動の実施や被災者のプライバシー保護の観点から、法令等によりその根拠を明確にした上で、全国統一的な基準を作成することを国に要望する。</p>

No.	都道府県	氏名等公表の考え方	国に求めるべき事項
14	千葉県	<p>○ 本県では、災害発生時の行方不明者について、当該行方不明者の氏名等公表が捜索救助の効率化に資する場合は、公表する。但し、当該行方不明者が住民基本台帳の閲覧制限対象である場合は、非公表とする。</p> <p>○ 死者の氏名等公表の取扱いに関しては、遺族の同意確認の方法等について他県の状況を踏まえ検討中。</p>	<p>○ 個人情報保護法との整合を図りつつ、災害対策基本法第53条等に公表する主体、関係機関における個人情報の提供への協力義務等を明記することが必要であると考ええる。</p> <p>○ また、死者、行方不明者毎に、氏名等を公表する意義、氏名等を公表する主体、氏名等を公表すべき状況、公表の範囲、公表に際して親族等の同意確認が必要であるとすれば親族等の範囲、同意確認の方法、個人情報の入手方法などの基準を明確にすべきと考ええる。特に死者の氏名を公表する公益性を明確にすべきである。</p>
15	神奈川県	<p>○ 本県では、災害発生時に、死者・行方不明者が発生した場合は、県警察から氏名等の情報を入手次第、家族や遺族、市町村の意向や、住基の閲覧制限の確認などを行わずに、速やかに公表する「神奈川方式」を推進しており、本年3月に地域防災計画に位置付けたところ。</p> <p>○ 神奈川方式は、死者や行方不明が発生したことは、原則無条件に公表し、事実を明確にすべきとの考え方である。</p> <p>○ 4月に県内で発生した土砂災害で、神奈川方式により、情報入手後、直ちに死者の氏名を公表し、現在まで特段の問題は生じていない。</p>	<p>○ 災害時に死者・行方不明者の氏名の公表を行う都道府県の責務と権限を、災害対策基本法に明記すべきである。</p> <p>○ その際、自治体によって様々な意見があることを踏まえ、公表することを原則とし、やむを得ない事情がある場合は、公開しないことができるなど、自治体の裁量を残すこととしてはどうか。</p> <p>○ 公表の基準については、国に求めるのではなく、各自治体が必要に応じ、地域の実情を踏まえて定めるべきである。国は、都道府県が具体的な公表基準を策定する場合の参考となるガイドラインを示すこととしてはどうか。</p>
16	山梨県	<p>○ 本県では、昨年9月、災害時における安否不明者・死者に係る個人情報の公表方針を定めたところ。</p> <p><公表方針の概要></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公表する個人情報 氏名、住所、性別、発災時の年齢を公表する。 2 個人情報の公表基準 次の全てに該当する場合に、個人情報を公表する。 (1)安否不明者 ① 県災害対策本部長が、公表することにより、捜索活動の円滑化に資すると判断した場合 ② 住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない場合 (2)死者 ① (死者に遺族がいる場合)遺族の同意があること ② 県災害対策本部長が、公表することにより、捜索活動の円滑化に資すると判断した場合 ③ 原則として、住民基本台帳の閲覧制限が併せて措置されている者がいない場合 	<p>○ 本県の公表方針は、捜索範囲を絞り込むことにより、救出・救助活動の円滑化を図り、できる限り多くの人命を救助することを目的としたもの。</p> <p>災害はいつ発生するか分からないため、県独自の公表基準を定めたところだが、全国知事会から統一的な公表基準の策定を国に要望しており、国の動向を注視していく。</p>
17	静岡県	<p>本県の氏名公表に係る対応方針は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集段階で、本県は死者・負傷者・行方不明者の氏名を収集していない。 ・「死者の氏名公表」について＝「条件が整えば公表」 個人情報保護条例上、適用除外には該当しないが、①情報提供の要求があり、②本県が氏名情報を所持し、③遺族の同意があった、①②③全ての条件がそろった場合には、公表することも可能と考える。 ・「行方不明者の氏名公表」について＝「条件が整えば公表」(上記②、③) 行方不明者が数十人規模となる中規模災害時には、救命・救助の効率化の観点から、氏名を公表し、安否確認を一般からの情報を用いて実施する必要がある場合が考えられる。 行方不明者が数名の場合、要救助者とイコールの場合が多く、氏名公表による安否確認の必要性を感じていない。 数百人以上の大規模災害の場合、広く県民からの情報を救命・救助活動に反映できるようにするには、情報組織やシステムの根本的な整備が必要と考える。 ・「安否不明者の氏名公表」について＝「法に基づいて開示」 安否不明者については、捜索願等の申し出への対応となるため、法に基づいた安否確認として業務を行うものと考ええる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・死者・行方不明者の氏名公表の取扱いについては、法令等によりその根拠を明確にした上で、全国統一的な公表基準を作成していただきたい。 ・死者の氏名公表の前提となる、災害により死亡したことの決定主体を明確にしていきたい。(警察の検視・検案によることを明記)
18	長野県	<p>○ 安否不明者・行方不明者については、氏名等を公表することにより、情報提供や生存確認が期待され、不明者の絞り込みや迅速な捜索救助に寄与することから、家族に対して氏名公表の趣旨を説明し同意を得たうえで公表している。</p> <p>○ 社会的反響や関心が高い災害発生による死者は、交通死亡事故、火災及び山岳遭難等と同様に実名の公表が原則と考え、家族に対して理解が得られるよう丁寧な説明を行い、家族(遺族)の意向を確認したうえで、公表、非公表の判断を行っている。</p>	<p>○ 県境での噴火災害や広範囲な大規模地震等の発生時において、都道府県毎に公表方針や基準が異なる場合、災害対応に支障が生じるおそれがあることから、国が統一的な一定の基準を示す必要があると考える。</p> <p>○ 氏名等公表に係る法律の規定がないことが、各都道府県によって公表、非公表等の対応が分かれる要因の一つであると考えられるため、根拠規定を明確にする必要がある。</p>

No.	都道府県	氏名等公表の考え方	国に求めるべき事項
19	富山県	国において全国統一的な公表基準が示されるのを待つ考えであるため、現状では、災害の規模や状況、個人情報保護と公益上とのバランス等を踏まえ、総合的に判断する考えです。	災害時の円滑な救助・救急活動の実施や被災者のプライバシー保護の観点から、法令等により公表の根拠を明確にしたうえで、各自治体での対応が分かれることがないよう、国において、全国統一的な公表基準を示すべきと考えます。
20	石川県	○ 氏名の公表により、迅速な救出・救助活動に資するとともに、安否情報に対する社会的な関心の高さに応じることにもなる。一方、プライバシーなど個人の権利利益の保護等の配慮も必要であることから、具体の災害発生時において、被害状況や他の被災者の対応も勘案し、市町や消防、警察等との協議や家族の同意も踏まえて検討したい。	○ 早期の安否確認や迅速な救出・救助活動に資するものであり、社会的な要請に応えるものではあるが、一方で、個人情報保護との整合性を図る必要があることから、国民の生命保護の観点から国において統一した基準を作成する必要があると考える。
21	岐阜県	○ 死者・行方不明者の氏名等の公表については、災害の状況や被災者の事情等、個別の事案ごとに、警察、市町村、ご遺族・ご家族などの関係者と協議し、条件が整えば公表する。	○ 氏名等公表の主体、公表の要件(災害の規模やご遺族・ご家族の同意など)、氏名等情報の入手方法などの統一的な基準を災害対策基本法及び施行規則に明記すべき。 ○ また、公表の主体、要件、氏名等情報の入手方法などを明確にし、極力解釈の余地を狭めることで、災害時に都道府県間で判断が分かれることによる混乱を生じないものとすべき。
22	愛知県	○「安否不明者・行方不明者の氏名公表」について＝「条件が整えば公表」 大規模災害時には、何より人命救助を優先すべきであるから、一刻を争う「安否不明者・行方不明者」の救命・救助に関しては、公益性の観点から、氏名を公表し、早期の安否確認につなげていく必要がある。 ○「死者の氏名公表」について＝「条件が整えば公表」 個人情報保護条例上適用除外には該当しないが、「安否不明者・行方不明者」同様、公益性の観点から、遺族の同意があった場合には、公表することもやむを得ない。	○「統一的なガイドラインの策定」=以下の理由から「早急に策定することが必要」 ・地域間、自治体間で対応にばらつきが生じると、社会的な混乱を招く可能性が高いこと。 ・大規模災害時の救命・救助、捜索活動は、一刻を争うので事前に整序化しておくことが必要であること。 ・公益性と個人情報保護との比較考慮について、関係行政機関はもとより、社会的な議論を通して合意形成が必要であること。
23	三重県	○ 本県は、災害時の安否不明者・行方不明者・死者の氏名等の公表について、救助・救急活動に資する等の観点から、公表していくべきと考えている。 ○ 一方で、公表するにあたっては、DVの被害者や、また、急な災害に見舞われた家族・遺族の心情に配慮しつつ、個人の権利利益を侵害しないようにする必要があると考えている。	○ 円滑な救助・救急活動の実施や被災者のプライバシー保護の観点から、法令等により公表の根拠を明確にしたうえで、全国統一的な公表基準を国が作成すべきである。
24	福井県	・行方不明者(安否不明者含む)および死者の氏名等公表については、以下の要件を満たす場合に公表する ①被災者についての情報が確定していること ②住民基本台帳の閲覧制限措置がなされていないこと ③家族の同意を得ること ・原則として、氏名、性別、年齢、住所等を公表としているが、具体的な項目は警察等と協議の上決定する	・災害発生時の死者、行方不明者の氏名公表について、都道府県毎に著しい差が生じることは、個人情報保護の観点から好ましくない。 ・法令等により定める範囲については検討が必要であるが、統一的な公表基準を作成すべきと考える。
25	滋賀県	【行方不明者】 ○氏名等公表にする機関については、迅速性の観点からは、一次的に情報を把握する機関(市町・県警)で行うことが適当と考える。 ○氏名等公表に当たっては要件として、家族の同意、住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていない、迅速な安否確認や救出・救助活動の迅速、効率化に資する場合。 【死者】 ○氏名等公表にする機関については、市町、警察が適当と考えるが、捜索などにメリットが無いことから公表については、否定的である。 ○氏名等公表に当たっては要件として、家族の同意、住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていない場合。	○死者、行方不明者毎に、氏名等公表する意義、氏名等公表する主体、氏名等公表すべき状況、公表の範囲、親族等の同意、個人情報の入手方法などの基準を明確にすべき。特に死者の氏名を公表する公益性を明確にすべきである。
26	京都府	京都府では、平成30年度に災害対応の総合的な検証を行い、その結果から個人情報保護の観点を踏まえて、安否不明者の氏名等の公表について府内市町村とともに検討している。国や全国知事会の状況を踏まえながら、公表する方向で進めている。	地方公共団体の個人情報保護条例は、個人情報の第三者への提供を原則として禁止したうえで、「個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき」の例外規定を設けている。しかしながら、地方公共団体により例外規定の取扱いが異なっているため、不明者等の氏名の公表が統一的になされず課題であることから、国においてガイドライン等を策定し、統一的な考え方を示す必要があると考える。

No.	都道府県	氏名等公表の考え方	国に求めるべき事項
27	大阪府	<p>○本府では、安否不明者と死者の氏名等公表基準について、それぞれ取り扱いが異なります。</p> <p>【安否不明者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捜索活動主体との協議により、氏名等を公表することで捜索活動の効率化(円滑化)に資することが見込まれること ・市町村において、住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと <p>【死者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(死亡者に遺族がいる場合)遺族等の同意があること ・市町村において、住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと 	<p>○死者・行方不明者毎に、氏名等公表する意義、氏名等公表する主体、氏名等公表すべき状況、公表の範囲、親族等の同意、個人情報入手方法などの基準を指針・ガイドライン等によってでも明確にすべき。死者の氏名等を公表する場合は、公表する公益性を明確にすべきである。</p>
28	奈良県	<p><安否不明者・行方不明者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表については、市町村から安否不明者・行方不明者に関する報告を受け、家族の意向を踏まえ、県と市町村で協議し、対応する。 ・協議にあたっては、家族の意向を原則として、救出・救助活動の迅速・効率化に資するかどうかなど、個別災害ごとに公表のメリット・デメリットを検討・比較する。 <p><死者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表については、市町村から死者に関する報告を受け、遺族の意向を踏まえ、県と市町村で協議し、対応する。 ・協議にあたっては、遺族の意向を原則として、個別災害ごとに公表のメリット・デメリットを検討・比較する。 	<p>・安否不明者・行方不明者・死者ごとに、氏名等を公表する意義、氏名等を公表する主体、氏名等を公表すべき状況、公表の範囲、親族等の同意、個人情報入手方法、公表時の配慮事項などの基準を明確にすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、死者の氏名を公表する公益性を明確にすべきと考える。 ・個人情報保護法と同条例との整合を図りつつ、災害対策基本法に、公表する主体等を明記することが必要。
29	和歌山県	<p>・本県では、災害発生時に、死者・行方不明者が発生した場合は、県警察から氏名等の情報を入手次第、家族や遺族の同意、住基の閲覧制限等の確認を行った上で、公表予定。</p>	<p>・公表の基準については、各自治体が必要に応じ、地域の実情を踏まえて定めるべきである。</p>
30	兵庫県	<p>○ 災害発生時に、死者・行方不明者等が発生した場合は、市町や県警察から氏名等の情報を入手次第、氏名等を原則公表することとしている。</p> <p>ただし、住民基本台帳の閲覧制限等の措置がとられている個人情報など、公表により、公益上の利益より個人・家族等が被る不利益が著しく大きいと判断される場合には公表しない場合もある。</p> <p>○ 上記公表基準の考え方は整理しているが、庁外へ公表するための資料は作成していない。</p> <p>○ これまで平成30年7月豪雨、令和元年台風10号、19号で死者の氏名を公表しているが、現在まで特段の問題は生じていない。</p>	<p>○ 都道府県によって対応が異なることは、災害時の業務の増加に繋がりがかねないため、全国統一的な公表基準を国において作成すべきである。</p>
31	鳥取県	<p>○ 本県では、平成20年に「県の災害時における個人情報の取扱方針」を定め、災害時における個人情報の収集や公表について基本的な考え方を整理するとともに、県地域防災計画にも位置付けているところ。</p> <p>○ 大規模災害で、個人情報の保護の利益よりも公益が上回る場合に提供することを予定しているが、これまでのところ、多数の死者・行方不明者を出した災害がなく、氏名等の公表を求められた事例はない。</p>	<p>○ 公表の基準については、国において、具体的な対応方針をガイドライン等により示すべきと考える。</p>
32	岡山県	<p>安否不明者・行方不明者</p> <p>以下に該当する場合、氏名等を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票のある市区町村において、DV等支援措置が措置されていない。 <p>死者</p> <p>以下の各号すべてに該当する場合、氏名等を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(死者に遺族がいる場合)氏名公表に係る遺族の同意がある。 ・住民票のある市区町村において、DV等支援措置が措置されていない。 	<p>災害時に都道府県が迷うことなく、速やかに必要な情報を発信するためには、法的根拠の整理と統一的な基準が不可欠であり、国に対して、引き続き働きかけを行っていく。</p>
33	島根県	<p>本県では氏名公表の基準を定めていないが、災害の状況により様々なケースが想定されることから、公表については、慎重に検討・判断することとしている。</p>	<p>都道府県により対応が異なることにならないよう、国において災害時の氏名公表の統一的な基準を示していただきたいと考えている。</p>

No.	都道府県	氏名等公表の考え方	国に求めるべき事項
34	広島県	<p>○ 本県では、県が災害対策本部を設置する災害において、死者については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳の閲覧制限がないこと ・ 遺族等の同意があること <p>を条件に、 行方不明者や安否不明者については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救出・捜索活動につながる ・ 住民基本台帳の閲覧制限がないこと ・ 家族等の同意があること <p>を条件に、氏名・年齢・性別・市町名を公表することとしている。 ○ なお、行方不明者や安否不明者について、大規模災害が発生し、行方不明者等が多数に上る場合は、迅速な救出・捜索活動を行うため、やむを得ず、家族の同意がなくても、県災害対策本部の判断により、公表を行うことができることとしている。</p>	<p>○ 災害時の被災者の氏名等の公表は、各自治体の個人情報保護条例に基づいて判断するものであり、公表基準については、自治体において判断すべき事項だと考えている。</p>
35	山口県	<p>○ 本県では、災害による死者・行方不明者の氏名について、個人情報保護を踏まえ、遺族等の了解が得られれば公表することとしている。 ○ 平成30年7月豪雨の際には、市町により被災者認定された死者であって、警察により遺族の同意が得られた方について、県が、その氏名を公表したところである。</p>	<p>○ 近年、複数の都道府県にまたがる大規模な災害が頻発している中で、死者・行方不明者の氏名公表について、都道府県により対応に差が生じた例もあることから、都道府県間で対応に齟齬がないよう、国において検討いただきたい。</p>
36	香川県	<p>○ 本県では、行方不明者等の迅速な捜索のため氏名等の公表が必要と認められる場合、個人情報保護条例に照らして、市町、警察、消防、自衛隊等の救助・捜索を実施する機関とも十分協議し判断する。 ○ この判断に当たっては、警察、消防、市町等に協力を求め、家族等の意向も踏まえた上で決することになると想定している。</p>	<p>○ 県境を越えるような大規模災害もあり、自治体によって公表の対応に違いがあると、無用の混乱を招くなど迅速な災害対応に支障をきたすことも考えられる。 ○ 国においては、自治体によって最終的な氏名等公表の対応に違いが出ないよう、具体的な判断基準を示すべきと考える。</p>
37	徳島県	<p>安否(行方)不明者、死者については、速やかな捜索活動等に繋げるため、都道府県が情報の正確性に配慮して公表する。 ただし、関係市町村に事前に連絡する。</p>	<p>国においては、氏名等を公表する主体や権限を「災害対策基本法」に盛り込むなど法的根拠を整理するとともに、都道府県の参考となるガイドラインを示すこと。 「具体的な基準」については、都道府県が地域の実情を踏まえて条例等で定める。</p>
38	愛媛県	<p>○ 災害の規模や状況に応じてケースバイケースで判断する。 ○ 災害の重大性、重要性を鑑みて、該当する災害に関する氏名全体を対象とする場合や、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」において、個別具体的な事案ごとに「非公開とすることにより保護される利益」と「公開することにより保護される利益」とを比較衡量して、氏名の公表の可否を判断する場合がある。 ○ いずれにしても個々の氏名を公表するときは、個人情報の重大性や家族又は遺族の心情を考慮し、個々の家族又は遺族の同意を得ることが大前提であり、1人1人の立場を尊重し判断すべきと考えている。</p>	<p>○ 南海トラフ地震等による多数の死者・行方不明者の発生も危惧される中、各自治体で対応が分かれることがないよう、国において、死者・行方不明者の氏名を公表するメリット、デメリットを検証した上で、公表すべき機関や、どういった場合に公表すべきか等についての、統一した基準を示していただきたい。 ○ 災害対策基本法等において法的根拠を整理する場合は、行方不明者の個人情報保護上の責任、死者の名誉棄損や遺族の人格権(心情)の侵害の責任を阻却する根拠が必要と考えている。</p>
39	高知県	<p>○ 災害時の安否不明者・行方不明者・死者の氏名等公表については、県や市町村の個人情報保護条例に則り、災害時であっても、家族の同意が得られた範囲で公表することが原則であると考えている。 ○ しかしながら、南海トラフ地震など大規模災害の発生時には、捜索、救出活動や災害対策等の効率化、円滑化を図るといった観点から、緊急性や公益上の理由を有する場合には、「安否不明者」「行方不明者」については、個人情報保護条例の例外規定を適用し、家族の同意がなくても必要最小限の範囲で「氏名等の情報」についても公表していくよう、県独自の公表基準を本年4月に定めた。 ○ 「死者」の氏名等公表については、個人情報保護条例の例外規定が認められる「個人の生命、身体又は財産の保護」に繋がるとは考え難く、現時点では、家族の同意なしで公表することは難しいものと考えている。</p>	<p>○ 個人情報保護法との整合を図りつつ、災害対策基本法に公表する主体や行うべき措置を明確にしておくなど、法的根拠を明確にしておく必要があると考える。 ○ 氏名等公表に関する各都道府県の方針はバラバラな状況であり、国において統一的な公表基準を作成していただきたいと考えている。</p>
40	福岡県	<p>死者に関する情報は個人情報保護条例の対象となる個人情報に含まれていないことから、市町村の意向を踏まえ、原則公表することとしている。 一方、行方不明者の氏名公表については、個人情報保護の観点から、原則非公表としている。</p>	<p>災害時の行方不明者、死者の氏名等公表については、現在、都道府県が各々の考え方に基づいて判断しているため、早急に国が全国統一の方針を示すべきである。</p>

No.	都道府県	氏名等公表の考え方	国に求めるべき事項
41	佐賀県	<p>○ 当県では、災害時の死者・行方不明者の氏名等公表については、「大規模災害時などにおいて、できるだけ多くの人の命を救うため、行方不明者等の照合を行いながら救急救助等が必要となるような場合」は公表としており、災害の実態を踏まえて判断することとしている。</p> <p>○ 上記に該当しない場合であっても、死者の遺族に氏名公表の意向(同意)があれば公表することとしている。</p>	<p>○ 公表の基準については、国に求めるのではなく、各自治体が必要に応じ、災害の実態を踏まえて判断するべきである。</p>
42	長崎県	<p>○ 本県では、災害時の安否不明者・行方不明者・死者の氏名等の公表に関する基準は定めていないものの、公表等にかかる考え方については下記のとおり整理したところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害である場合や、捜索活動・人命救助に資することに加え、家族等の同意などの条件が整えば、安否不明者及び亡くなられた方の公表を行う。 <p>○ 令和2年7月豪雨において、県内で3名の方がお亡くなりになられた際には、いずれもご遺族の同意が得られず、氏名等は非公表とした。</p>	<p>○ 氏名公表については、現状では自治体の判断になっており、各都道府県で取り扱いが異なるケースが見受けられることから、国において公表にかかる統一の方針を示していただきたい。</p>
43	大分県	<p>○ 本県では、死者や行方不明者の氏名等公表について、基準等を設けてはいないが、災害発生時に死者が発生した場合は、原則として家族等の同意や住民基本台帳の閲覧制限を確認した上で、公表している。</p> <p>また、行方不明者については、救助・捜索活動に資すると判断した場合等に、家族等の同意や住民基本台帳の閲覧制限を確認した上で公表することがある。</p>	<p>○ 死者、行方不明者のケース別に、氏名等を公表する意義、公表する主体、公表要件、公表内容などの基準を明確にすべきである。</p>
44	熊本県	<p>○ 本県では、国による全国統一的な公表基準が示されるまでの、暫定的な県の対応方針を次のとおり取りまとめ、令和2年7月豪雨から運用した。</p> <p>(熊本県の対応方針)</p> <p>(1) 行方不明者・安否不明者</p> <p>① 災害による行方不明者・安否不明者の情報は、その公表が行方不明者等の捜索活動の効率化・円滑化に寄与し、人命の救助に資すると考えられるため、原則として、氏名等を公表する。</p> <p>② ただし、住民基本台帳の閲覧制限がある場合は、非公表とする。</p> <p>(2) 死者</p> <p>① 死者に関する情報については、公益上の必要性がある場合、又は、遺族の同意がある場合に、氏名等を公表する。</p> <p>② ただし、住民基本台帳の閲覧制限がある場合は、非公表とする。</p> <p>③ なお、死者の氏名を公表しない場合であっても、災害の情報は、その公表が災害の状況を県民に伝えるとともに、防災意識の向上、今後の防災・減災への取組の一層の推進に資すると考えられるため、年代、性別、居住市町村等の属性については公表する。</p> <p>(公益上の必要性がある場合の例)</p> <p>○ 大規模な被害が発生し、死者の氏名を公表しないことにより、被災地で大きな混乱や二次災害発生のおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信障害や避難に伴う所在不明等により、多くの遺族に死亡が伝えられない状況 ・ 被災住民の安否情報を求めて、多くの人が被災地や避難所を訪ねる状況 ・ 死者に関する誤情報が流布し、関係者や地域内で不満・不安が高まっている状況 <p>○ 死者が公的機関等の要職にあるなど社会的な影響力の高い人物であって、その存否が社会的に広く影響を及ぼす場合</p> <p>○ 関係者からの安否確認の問い合わせが膨大で、災害対応に支障を生じる場合 など</p> <p>※ 令和2年7月豪雨における対応について、報道機関から、運用開始直後より、「『知る権利』を踏まえ、氏名を公表することそのものに公益性がある」、「遺族の同意がなくても死者の氏名を公表すべき。」などの強い意見があり、現在も議論している。</p>	<p>・ 災害時の死者・行方不明者の氏名公表の取扱については、被災した場所によって異なる取扱いにならないよう、全国統一的な公表基準を作成することが望ましく、氏名公表の基準や運用に関する具体的な指針・ガイドライン等を国が示していただきたい。</p> <p>・ 死者の氏名等の公表に際して、遺族の同意が必要であることや、同意を不要とする高い公益性の事例について明確に示していただきたい。</p>

No.	都道府県	氏名等公表の考え方	国に求めるべき事項
45	宮崎県	<p>(1) 所在不明者に係る氏名の公表方針 以下の全てに該当する場合に、宮崎県個人情報保護条例第9条第2項の「人の生命、身体、又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」に該当するものとして氏名を公表する。</p> <p>①氏名を公表することで捜索活動の円滑化に資することが見込まれること。 ②市町村において、住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。</p> <p>(2) 死亡者に係る氏名の公表方針 以下の全てに該当する場合に、宮崎県個人情報保護条例第9条第7項(審議会の意見を聞いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき)に該当する類型のうち「県民等に知らせる公益上の必要があるため、報道機関に発表し、又は報道機関の取材要請に応じて提供する場合」に該当するものとして氏名を公表する。</p> <p>①(死亡者に遺族がいる場合)遺族の同意があること。 ②市町村において、住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。</p> <p>なお、死亡者に遺族がいない場合、上記②を満たせば公表する。</p>	<p>○広域的な災害に備える上でも、公表の基準については、国による統一的なガイドライン等の策定が行われることが望ましいと考える。</p>
46	鹿児島県	<p>○ 災害による死者・行方不明者の氏名公表については、公表により被災者や被災者の親族等の権利利益を不当に侵害するおそれがあることから、本県においては、公表していないところである。</p>	<p>○ 災害による死者・行方不明者の氏名公表基準については、国において、全国統一基準を策定することが望ましいと考えている。</p>
47	沖縄県	<p>国において、法令などで公表の根拠を明確にしたうえで、統一した基準等を示してほしいと考えている。 統一した基準等が示されない場合は、災害の規模や状況、公表の必要性などを総合的に勘案し、個々の事案に応じて判断することになると考えている。</p>	<p>国において、法令などで公表の根拠を明確にしたうえで、統一した基準等を示してほしいと考えている。</p>